

国保税の減免申請について

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は**国保税が減免**となります。

・ 国保税の減免の対象となる方（世帯）は？

（主たる生計維持者の国保加入の有無にかかわらず、その方の状況が減免の計算基礎となります。）

掛川市の国保加入世帯で、**新型コロナウイルス感染症の影響**により

- ① 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒ 全額を免除
- ② 主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）の減少が見込まれ、次の3点のすべてに該当する世帯 ⇒ 減免額の算定式により全額または一部免除
- ・ 主たる生計維持者の事業収入等が、前年と比べて3割以上減少する見込みである。
 - ・ 主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下である。
 - ・ 主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入以外の前年の所得合計が400万円以下である。

※ 主たる生計維持者は世帯主になります。

※ 会社の都合で退職された方（非自発的失業者）は、非自発的失業による特例（税の減額）制度の対象になります。

・ 国保税の減免の計算方法は？

減免の対象となる国保税は、令和4年度分 及び 令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月1日から令和5年3月31日までを納期限とする令和3年度分の国保税。

国保税の減免は、次の計算式により算定された額です。

$$\begin{array}{c} \text{減免対象の国保税額} \\ \text{[表1]} \quad (A) \times (B) / (C) \end{array} \times \begin{array}{c} \text{減額又は免除の割合} \\ \text{[表2]} \quad (D) \end{array} = \text{国保税 減免額}$$

[表1]

- (A) : 当該世帯の被保険者全員について算定した国保税額
(B) : 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
(C) : 世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

[表2]

主たる生計維持者の 前年の合計所得金額	300万円以下 であるとき	400万円以下 であるとき	550万円以下 であるとき	750万円以下 であるとき	1,000万円以下 であるとき
減額又は免除の割合 (D)	全部	10分の8	10分の6	10分の4	10分の2

主たる生計維持者が事業等の廃止又は失業した世帯 ⇒ 対象保険税額の全部を免除

主たる生計維持者の事業収入等の減少に該当する場合でも、「減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額」が0円（マイナスを含む）場合は、上記計算式にあてると、減免額は0円となりますことを予め御了承ください。

・ 国保税の減免の申請は？

申請書の提出期限 **令和5年3月31日**

コロナウイルスの影響の収束が見込めなかった場合、提出期限を延長することがあります。

問
い
合
わ
せ
先

詳細は、掛川市役所 国保年金課にお問い合わせください。（提出は大東支所、大須賀支所も可）
申請書の様式等は、掛川市ホームページからダウンロードできます。
受付での3密を回避するため、郵送によるお手続きを推奨しています。

掛川市役所 国保年金課 国保年金係

〒436-8650

掛川市長谷1丁目1番地の1

☎ 0537-21-1143

後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
又は重篤な傷病を負った世帯の方。
⇒保険料を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入
減少（※）が見込まれる世帯の方。
⇒保険料の一部を減額

※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の該当事業収入等の額の10分の3以上の見込みであること。
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- (3) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計金額が400万円以下であること。

※申請にあたっては、収入等を証明する書類が必要となります。

○ 保険料の減免額は、減免対象保険料額（ $A \times B / C$ ）に
減免割合（D）をかけた金額です。

減免を受けれるのは、令和4年4月から令和5年3月までの間に納付期限（特別徴収は年金の支払日）が設定されている令和3年度及び4年度の保険料になります。

減免対象の保険料（ $A \times B / C$ ）

- A: 世帯に属する被保険者について算定した
それぞれの保険料額
- B: 世帯の主たる生計維持者の減少することが
見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
- C: 世帯の主たる生計維持者と世帯の被保険者
全員の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合（D）

- 300万円以下の場合 : 全部（10分の10）
400万円以下の場合 : 10分の8
550万円以下の場合 : 10分の6
750万円以下の場合 : 10分の4
1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

静岡県後期高齢者医療広域連合

ご自身が減免の対象となるか等、ご不明な点につきましては、お住まいの市町の後期高齢者医療保険担当課にお問い合わせください。

問い合わせ先 掛川市役所 国保年金課 後期高齢者医療係
〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1 電話 0537-21-1143
<http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/9071.html>